

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	栗野地区 (口栗野、中栗野、入栗野、柏木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・口栗野の担い手耕作率は約2割となっているが、中栗野・入栗野と奥に進むほど担い手耕作率は下がっていく。口栗野の南に位置する柏木は中心経営体の耕作はないものの、中～大規模経営の農家による耕作が行われている。

・いずれの集落も獣害が多く、遊休農地があっても代わりに耕作をしようとする農業者受け入れの妨げになっているほか、高齢化による後継者不足も課題。

・中栗野、入栗野は一部中心経営体による営農がされているが、集落の奥に進むほど遊休農地が増えつつある。特に、栗野地区の奥に位置する入栗野は木々が伸び、日照に影響が出ている農地や荒廃により農地に戻すのも困難な箇所も見受けられる。

・共通して、高齢化や後継者不足により水路や堰の維持管理が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・共通して、行政と連携を図りながら獣害防止策を講じていき、被害の減少を図ることで、農業者の作付け意欲の低下を防ぐ。

・口栗野・柏木については、基盤整備されている区域は、中心経営体や中～大規模農家による営農がされている。そうした農地について、高齢化等により作付けがされなくなったときには、現在の地域の営農者で集積・集約化し、地域の営農維持を図る。

・中栗野・入栗野については、地域で維持していく農地を明確にしていく。その農地が空き農地になった場合において、地域で引き受けが困難なときは、農地を良好な状態で維持できるよう地域全体で保全を図り、他地区からの受け入れについても検討する。

・兼業農家でも生計が立てられる作物を作る。(獣害に強い農作物、鹿沼産米をブランド化するなど)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・集落営農法人を立ち上げ、施設園芸に取り組む。 ・新規就農者への指導や農業機械の貸与を地域で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑥製薬会社と連携し、製薬作物を作付けする。
 ⑨生産者と畜産農家のマッチングを進めることで、WCSの作付けにより土地利用を拡大する。
 ⑩大規模区画で営農できるような大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。